

## 第4章

# タイにおける移民労働者受け入れ政策 の現状と課題

——メコン地域の中心として——

山田 美和

### はじめに

国際労働移動からみる東アジアにおけるタイの特徴は、移民労働者の受入国であり、かつ送出国である点にある。タイは、ミャンマー、ラオスおよびカンボジアから数百万人の非熟練労働者を受け入れると同時に、やや熟練した労働者を年間15万人程度海外へ送り出しており<sup>(1)</sup>、東アジア全体における労働移動においてメコン地域のハブとして存在する (RTWG 2008)。公式な数字で2012年12月末現在203万551人<sup>(2)</sup>、非公式にはその1.5倍とも2倍ともいわれる数の隣国3カ国からの労働者を抱えるタイ政府の移民労働者に対する政策は、その近隣諸国はもとよりアジア地域の労働市場全体に与える影響が大きい<sup>(3)</sup>。

本章では、タイにおける移民労働者の受け入れに焦点を当て、その政策と制度の現状と課題を分析する。タイ政府は、陸続きで国境を接する近隣諸国からの労働者をどのように積極的にまたは非積極的に受け入れてきたのか。自国からの送り出し労働者数を圧倒的に凌駕して数多く流入する、近隣諸国からの労働者に対して、どのような政策をとり、どのような問題をどのように解決し、いまだどのような課題を有しているのか<sup>(4)</sup>。同時にタイの自国民

の送り出しにかかる政策やその課題にふれながら、送出国と受入国としての共通の問題点を浮かび上がらせる。

結論を先取りすれば、タイが移民労働者の受入国として抱える問題は、二国間合意、斡旋業者、労働者の搾取および非正規労働者に関する問題という、タイが移民労働者の送出国として直面している問題と類似している。その問題の根底には、移民労働者を雇用サイドの需要に応じる暫定的な労働力としてのみとらえる政策の前提にある。タイ政府は、ミャンマー、ラオスおよびカンボジアからタイへの移民労働者の流入という現状を形式として追認する受け入れ政策をとっている。端的にいえば、それは長期的展望に欠ける、短期的措置の繰り返しである。現状追認であるならば、すでに長期にわたりタイに滞在する者に対して、その地位を安定させる政策や、家族統合も可能にさせる政策が望まれる。

本章の構成は、第1節においてタイへの隣国ミャンマー、ラオスおよびカンボジアの3カ国からの移民労働者の概要を述べ、第2節でタイの移民労働者の受け入れ政策の変遷をたどり、第3節でタイと隣国3カ国との労働者雇用に関する覚書と移民労働者の国籍証明手続の関係について論じ、第4節でタイの移民労働者政策の問題と課題を論じる。

## 第1節 タイへの隣国3カ国からの労働者の概要

タイにおける隣国3カ国からの労働者数の合計は、2012年12月末時点で、203万551人である。その内訳は表1にあるように、後述する国籍証明を完了し滞在・就労する者は133万1627人、タイ政府と出身国政府との二国間覚書に基づき入国・就労する者は21万1789人、その合計154万3416人が「合法に」、残り48万7135人が「半合法に」タイに滞在し就労している。

表2は、2009年12月時点における3カ国からの労働者数を業種別、男女別に示している。多い順に、農業・畜産、建設、水産加工、家事労働、農産加

表1 タイにおける隣国3カ国からの労働者数 (2012年12月31日現在)  
(人)

	ミャンマー	ラオス	カンボジア	合計
国籍証明手続未了者合計	198,701	126,812	161,622	487,135
国籍証明手続未了者*	171,227	27,793	21,438	220,458
国籍証明手続未了者**	27,474	99,019	140,184	266,677
国籍証明手続完了者	1,179,341	34,999	117,287	1,331,627
二国間覚書による労働者数	36,326	37,507	137,956	211,789
合計	1,414,368	199,318	416,865	2,030,551

(出所) タイ労働省雇用局資料より筆者作成。

(注) \*2010年2月28日時点で労働許可を取得し2012年2月28日までに国籍証明手続を完了すべきだった者。

\*\*2011年夏に新規に登録・労働許可を取得し2012年6月14日までに国籍証明手続を完了すべきだった者。

工、漁業、食品販売、縫製業である。以下は卸売り・小売り・移動販売、プラスチック製品、リサイクル業、金属製品販売、建築資材、運輸、肉加工、陶器製品製造販売、車両修理、石材加工、燃料・ガス、鉱山・採石、電気製品、紙製品に分類されている。注意すべきは、業種類別「その他」として、列挙された業種に分類されていないその他の製造・加工工場やサービス業（レストラン、ホテルその他店舗における接客、清掃など）に従事している者がいることであり、その人数は最多業種の農業・畜産の人数を上回る。「その他」の分類にさまざまな業種が大雑把に包含されているため、移民労働者がいかなる業種に従事しているかの実態が正確な数字に表れていない。

隣国3カ国からの労働者のうち、ミャンマー人は82.1%を占める<sup>(5)</sup>。ミャンマー人労働者はタイ全国におり、もっとも多いバンコクに19万5000人、次にサムットサコーン県に15万8000人、チェンマイ県に6万6000人が続く<sup>(6)</sup>。ミャンマー人労働者の業種別就業人数からみると、その他に分類されているのが19.7%でもっとも多く、つぎに農業で16.6%、続いて建設業16.2%、水産加工業12%、家事労働9.4%である。なお漁業労働者は3.6%しか占めていないが、漁業労働者の多くは船上で過ごすため、登録をせず労働許可をもたずに就労している者が多く、実際には統計に表れないかなりの数のミャン

表2 隣国3カ国からの職業別労働者数(2009年12月現在)

(単位:人)

職種	3カ国合計		ミャンマー		ラオス		カンボジア			
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	
合計	1,314,382	591,370	487,397	1,078,767	52,980	57,874	110,854	78,945	45,816	124,761
漁業	56,578	34,496	5,313	39,809	1,153	647	1,800	13,208	1,761	14,969
水産加工	136,973	60,477	69,296	129,773	629	551	1,180	3,044	2,976	6,020
農業・畜産	221,703	110,441	69,142	179,583	11,355	6,680	18,035	15,141	8,944	24,085
建設	220,236	112,204	62,932	175,136	8,469	4,166	12,635	21,502	10,963	32,465
農産加工	65,305	35,408	19,585	54,993	2,209	1,468	3,677	3,930	2,705	6,635
肉加工	8,852	4,877	2,741	7,618	478	314	792	296	146	442
リサイクル業	13,172	6,007	3,590	9,597	906	454	1,360	1,365	850	2,215
鉱山・採石	1,843	1,210	537	1,747	20	15	35	40	21	61
金属製品販売	12,556	6,617	2,753	9,370	1,479	712	2,191	738	257	995
食品販売	54,225	19,378	17,290	36,668	4,833	8,241	13,074	2,262	2,221	4,483
陶器製品製造販売	5,879	2,871	1,997	4,868	212	110	322	432	257	689
建築資材	11,441	6,337	2,805	9,142	871	425	1,296	673	330	1,003
石材加工	3,543	2,021	1,030	3,051	188	75	263	153	76	229
縫製	49,501	16,993	24,648	41,641	2,738	3,383	6,121	673	1,066	1,739
プラスチック製品	16,954	8,064	4,876	12,940	1,534	1,139	2,673	782	559	1,341
紙製品	2,569	1,256	775	2,031	239	160	399	81	58	139
電気製品	2,595	1,358	743	2,101	198	144	342	93	59	152
運輸	9,596	4,431	2,062	6,493	393	208	601	1,726	776	2,502
卸売り・小売り・移動販売	42,814	18,604	11,867	30,471	3,994	3,571	7,565	2,895	1,883	4,778
車両修理	5,631	2,839	1,140	3,979	865	411	1,276	261	115	376
燃料・ガス	3,439	1,554	827	2,381	518	259	777	170	111	281
教育・財団	837	320	414	734	26	41	67	20	16	36
家事労働	129,790	16,977	84,968	101,945	3,227	18,040	21,267	1,422	5,156	6,578
その他	238,350	116,630	96,066	212,696	6,446	6,660	13,106	8,038	4,510	12,548

(出所) Huguet and Chamratrithrong eds. (2011)。

(注) 本表は2009年12月現在の数字ではあるが、業種別労働者数として公式に把握された数字が最多であり(実際の労働者数が最多であったわけではない)、この数字が移民労働者の就業職種の分布をみるには現在のところ最も有効である。これらの数字は「ミャンマー、ラオスおよびカンボジア国籍の違法入国外国人労働者の就業許可証交付申請結果」としてタイ労働省雇用局によって記録されている。

マー人漁業労働者がいると推量される<sup>(7)</sup>。ラオス人やカンボジア人に比してミャンマー人の割合が多いのは、水産加工、建築資材および縫製業である。

ラオス人は3カ国からの労働者合計の約8.4%を占める。女性が男性よりも5000人ほど上回り、その31%が家事労働であることが特徴である。男女合わせて多い職種は、家事労働19.1%、農業16.2%、食品販売11.7%であり、その他が11.8%を占める。ミャンマー人やカンボジア人に比して、家事労働者が圧倒的に多く、それはタイ語とラオス語の近しさゆえである。また食品販売や流通に占める割合も多い。ラオス人の約3割は、バンコクに住み、つぎに中部タイのノンタブリー県、パトゥムターニー県や東部のチョンブリー県に多い。

カンボジア人は3カ国からの労働者合計の約9.5%を占める。カンボジア人が従事する職種は建設業が26%でもっとも多い。次に農業19.3%、漁業11.9%となり、その他10%と続く。ミャンマー人およびラオス人に比してカンボジア人の割合が多いのは、漁業、農業および建設業である。また男女比で男性が6割強を占めるのもカンボジア人の特徴である。就労地域としては、バンコクに約2万人おり、チョンブリー県、ラヨン県、トラート県などの東部タイに約半数が居住する。

## 第2節 移民労働者の受け入れ政策の変遷

タイにおける隣国からの移民労働者の問題は、その経済的社会的インパクトの大きさにもかかわらず、タイ政府が5年ごとに策定する国家経済社会開発計画に明記されたことはなかった<sup>(8)</sup>。直近の2012～2016年第11次計画において初めて移民労働者に言及しているが、その流入をリスクとしてとらえ政策としては管理方法の改善とデータベースの作成が挙げられているだけで中長期的指針はない。1990年初頭から20年間にわたり、タイ政府は、実態を後追いし肯定する対策を短期的スパンで繰り返してきた。

## 1. 移民労働者の登録・労働許可制度の始まり

1990年代初頭国際政治における冷戦の終焉によってチャートチャーイ政権は、インドシナ半島を戦場から市場へと政策転換し、閉鎖していた国境を開放し貿易を振興した。タイ経済はすでに輸出志向型にシフトしており、地方からバンコクや工業地帯への労働移動、さらには海外への労働移動、さらには中等および高等教育の普及によって農業、漁業、食品加工業、家内労働などの産業への就労が減少した。いわゆる非熟練労働者が不足し、その穴を埋めるように近隣諸国から労働者がタイ国内へ流入してきた。タイ政府は、非熟練の外国人労働者を公式に容認する政策はとっていなかったが、制度設計よりも実態が先行した。労働者の雇用を望む経済界の要請をうけ、1992年にタイ政府は、国内ですでに雇われているミャンマー人労働者を登録し労働許可を発給する制度を開始した。当初の対象はミャンマー国境に接する10県および限定した業種であったが、1993年には沿海部の22県および漁業、1996年には39県および7つの業種に、さらに対象者にラオス人およびカンボジア人労働者を加え、2002年には全県に適用された (Huguet and Punpuing 2005, 34)。1992年にはミャンマー人706人が登録されたにすぎなかったが、1996年にはミャンマー、ラオスおよびカンボジアからの労働者合計37万2000人が登録され、タイ労働省は当時すでに約90万人の登録していない外国人労働者がいると概算していた (Scioritino and Punpuing 2009, 56)。タイの経済成長にともなって、隣国からの労働者数は右上がりに増加した (Chantavanich, Vungsiriphisal and Laodumrongchai 2007; Huguet and Punpuing 2005; Scioritino and Punpuing 2009)。

その制度は、非熟練の外国人労働者を受け入れるという新たな立法によることなく、時々閣議決定によって、労働者を登録させ労働許可を与え管理しようとするものであった。旅券や査証もなく入国手続を経ずにタイにいる近隣諸国からの労働者は、タイの1979年(仏暦2522年)入国管理法第12条に照らせば強制退去の対象であるが<sup>9)</sup>、同法第17条による内務大臣権限によって、登録をすればタイでの滞在を認められるとした<sup>10)</sup>。また1978年(仏暦2521年)

外国人就労法は、農業、建設などを含む単純労働への外国人の就労を禁止しているが、同法第12条による内務大臣権限によって、隣国3カ国からの労働者の雇用を特定の業種において一時的に認めるという運用がなされた。このように入国管理法上は不法入国でありながら、「半合法」の移民労働者の雇用が常態化された。ミャンマー、ラオスおよびカンボジアから不法入国した移民労働者について1996年に確立された登録・労働許可の手続きは、次のとおりである。労働者は、①内務省地方事務所で外国人登録をし、②指定病院で健康診断を受け、保険料を支払い、そして③労働省雇用局地方事務所で労働許可を申請し取得をする。

この制度はアドホックな閣議決定によるものであったため、手続きの実施時期が不定期であり、新規の登録者を受け付けたり、既存の登録者の更新しか認めなかったり、労働許可の有効期間は半年であったり2年であったりなど、雇用主はもとより労働者が適宜対応することが困難であった<sup>11)</sup>。そのため登録者数は、2004年の128万4924人をピークとした後、手続きの複雑さ、費用の高さや制度と運用実態の乖離のため年々減少し、2008年の登録者数はピーク時の3分の1であった。隣国3カ国からの労働者は、登録をさせ労働許可を付与しているが、タイの公式統計上は違法入国外国人労働者であった。

## 2. 移民労働者受け入れ政策の転換——「半合法」から「合法化」へ——

タイ政府は、国内にいる近隣3カ国からの労働者に対する不定期の登録と労働許可の発給を繰り返してきたが、タクシン政権下の2003年国家安全保障評議会における外国人労働者政策指示によって、それまでの「半合法」労働者ではなく、「合法」労働者を受け入れる政策を打ち出した。政府が把握できない外国人労働者は国家安全保障、保健衛生、社会保障上などタイ社会に悪影響を及ぼすとして排除し、「合法」にミャンマー、ラオスおよびカンボジアから労働者を受け入れる政策である。複数の省庁からなる違法外国人管理委員会を執行機関とし、その具体策は、①労働省を窓口とする新規の合法

移民労働者の斡旋・雇用，②「半合法」移民労働者の「合法化」，すなわち出身国政府による国籍証明の取得の義務化，そして③不法移民労働者の取り締り強化からなる。

この政策の第1項目としてタイ政府は，政府間の手続きによる労働者の雇用に関する覚書をラオスと2002年に，カンボジアおよびミャンマーと2003年に締結した<sup>12)</sup>。隣国3カ国からの労働者は，覚書にしたがって各国の労働省同士を窓口として斡旋・雇用され，出身国政府発行の旅券をもちタイ政府から査証の発給を受け，タイの入国管理法上も合法に入国し，滞在し，就労する。

政策の第2項目である「半合法」移民労働者の「合法化」は，すでにタイに不法入国，不法滞在，不法就労している労働者に対する措置である。これまで1979年入国管理法および1978年外国人就労法にある大臣裁量による時々閣議決定で登録させ労働許可を与えてきた者に対して，出身国政府が発行する国籍証明・渡航文書の取得を義務化した。登録・労働許可手続では，外国人労働者は出身国政府発行の旅券や身分証を必要とせず，たとえば自らがカンボジア人と名乗ればそれで足りた。それを改めタイ政府は，「合法化」手続として，隣国3カ国との合意に基づき，タイにすでに滞在し就労している労働者に，出身国政府から国籍の証明を受け，旅券（タイ国だけで通用する）を受給し，タイ政府から査証を受けるよう求めた。合法化手続からもれた者は，政策の第3項目にあるように不法移民労働者として強制退去とする政策意図であった。

### 3. 2008年外国人就労法

タイ政府は，1978年外国人就労法を廃止し，2008年2月28日に2008年外国人就労法を公布した<sup>13)</sup>。表3は本法の概要を示す。本法は，外国人の就労を禁止する業種を特定していた旧法と異なり，外国人が就労できる業種を省令で定める（第7条）。旧法にはなかった規定としては，非熟練労働者の雇用



に対する手数料の設定（第8条）、外国人労働者のタイ国から出身国への送還費用基金の設置（第29条）やかかる基金を管理する委員会の設置（第32条）、外国人の就労に関する政策を内閣に提言し、本法の運用に関する監督を行う外国人就労委員会の設置（第41条）、就労許可に関する労働者からの不服を審査する外国人就労不服審査委員会の設置（第45条）などが盛り込まれた。

本法はすべての外国人労働者を対象としているが、本章が対象とするミャンマー、ラオスおよびカンボジアからの非熟練労働者を想定する規定と、タイ国内への投資企業の労働者を対象とする規定は明確に分かれている<sup>(4)</sup>。同法第7条は、外国人が就労できる業種について、一般の外国人とそうでない者（第13条および第14条に規定される外国人）を区別する。ミャンマー、ラオスおよびカンボジアからの非熟練労働者は、国名の明記はないが第13条と第14条に相当する。第13条は、国外退去対象であるが国外退去まで就労を許可されている者、入国管理法に違反して入国したが国外退去まで在留を許可されている者を対象とし、これらはミャンマー、ラオスおよびカンボジアからの「半合法」の労働者を指している<sup>(5)</sup>。第14条は、隣接する国の国籍保有者で入国管理法に基づき、旅券の代わりとなる文書をもって入国する者は、国境地域およびそれに隣接する地域において季節労働者として特定の業種または特定の性質を有する業種に就労する許可を得ることができると定める。労働許可期間は最長2年間であるが（第21条）、第13条に規定される者（すなわちミャンマー、ラオスおよびカンボジアからの労働者）の更新は1回に限られ最長4年間と規定されている（第23条）。本法に違反して、許可を有しない外国人労働者を雇用した場合、雇用主に対しその非合法の被雇用者ひとりにつき1万バーツ以上10万バーツ以下の罰金が科されるのに対し（第54条）、非合法の被雇用者には最長5年間の禁固もしくは2000バーツ以上10万バーツ以下の罰金もしくは両方が科される（第51条）。本法は公布日から2年後の2010年2月28日に施行された。

表3 タイ2008年外国人就労法（抄訳）

第1条	本法の名称
第2条	本法の発効日
第3条	2521年外国人就労法および2544年法を廃止
第4条	本法の適用除外（外交使節団など）
第5条	用語の定義
第6条	労働省は省令によって登録料を定める。
第I章 外国人の就労	
第1節 総則	
第7条	外国人が就労可能な業種は、国家安全保障、タイ人の就労機会、国家発展のために必要な外国人労働力の需要を勘案して省令によって定める。 これは一般の外国人と第13条および第14条に定める外国人を区別して定めることができる。
第8条	特定の業種に就労するために入国する非熟練や専門を有しない者を制限するために、大臣は内閣の承認に基づき、かかる者の雇用に対し手数料を定めることができる。
第2節 就労許可	
第9条	第7条に定める業種でかつ許可を得た者以外の外国人の就労を禁止する。 就労許可手続は省令によって定める。
第10条	第9条に定める就労許可申請を行う外国人は、タイ国内に在留する者もしくは入国許可を得た者であること。
第11条	タイ国外にいる外国人の雇用申請
第12条	投資奨励法などに基づく外国人の就労許可
第13条	第9条に定める申請をできない下記の外国人は、国家安全保障および社会的影響に関する委員会の勧告に基づき内閣が定める業種に就労する許可を申請することができる。 ①国外退去対象であるが国外退去まで就労を許可されている者 ②入国管理法に違反して入国したが国外退去まで在留を許可されている者 ③1972年12月13日付け革命団布告第337号に基づき国籍を取り消された者 ④タイ王国内で出生したが国籍法に基づき国籍を取得していない者
第14条	タイと国境を接する国の国籍保有者の国境地域における季節労働者に関する規定
第15条	第9条、第11条、第13条①および②ならびに第14条によって就労許可を得た者は送還のための費用を基金に納付する。雇用主は被雇用者の賃金からかかる納付金を控除して納付する義務を負う。
第16条	納付金の領収書の発行
第17条	納付金を未納付の場合雇用主は月利2%の遅延金を負う。
第18条	自己の費用で帰国した被雇用者は納付金の返還を求めることができる。

返還は申請から30日以内に行う。それを超える場合は年利7.5%を付して返還する。

第19条 自己の費用で帰国した被雇用者はタイ王国を出国して2年以内に納付金の返還を申請する。それを超えた場合は返還されない。

かかる被雇用者がタイ王国から出国して2年以内に再びタイ王国で有効な就労許可を得て就労する場合は賃金から納付金は控除されない。

第20条 被雇用者をタイから退去させなければならない場合、基金からかかる費用が支出される。

第21条 本法に基づく許可は2年間有効である。ただし第12条の規定による許可は本法に基づき許可された期間有効である。

ここに定める許可の有効期間は入国管理法上の在留許可期間を延長するものではない。

第22条 第12条の規定による許可の延長

第23条 さらに就労継続を望む者は、許可の有効期限前に更新を申請する。

許可の更新は2年とし外国人の定住を防止するため必要な場合のみとする。

第13条①および②に規定する外国人の就労許可期間は、内閣による別途の定めがある場合を除き、継続して4年を超えない。

許可の更新の申請手続は省令に定める規則による。

第24条 許可証の携帯義務

第25条 許可証を損傷または紛失した場合は15日以内に申請すること。

第26条 許可証保持者は許可された業種、雇用者、地域、場所および条件に従って就労する。

これらの変更を望む者は省令に定める規則に従って申請すること。

第27条 何人も、外国人をその許可証に特定されている業種、地域および場所以外で雇用してはならない。

第28条 許可証保持者がその許可の条件に違反した場合、当局は許可証を取り消すことができる。

## 第II章 外国人送還基金

第29条 本法、入国管理法および国外退去に関する法律のいずれかに基づき、外国人を送還する費用のために「外国人送還基金」を設置する。

第30条 本基金の構成

第31条 本基金の使用目的

第32条 外国人送還基金委員会の設置

委員長は労働省次官、副委員長は労働省雇用局長とし、入国管理局长、外務省、検察庁、予算局、内務省県行政局、財務省中央会計局および社会開発人間安全保障省社会開発局からの各代表ならびに内閣の承認をもって大臣が任命する7名を超えない有識者によって構成される。

第33条 委員の任期

第34条 委員の退任事項

- 第35条 行政手続法の準用
- 第36条 小委員会の設置
- 第37条 委員会の権限
- 第38条 労働省雇用局による基金の口座の管理
- 第39条 会計監査官による口座の監査
- 第40条 会計監査官による内閣への報告

### 第 III 章 外国人就労委員会

#### 第41条 外国人就労委員会の設置

委員長は労働省次官とし、国家経済社会開発委員会事務局長、国家安全保障評議会事務局長、国家情報局長、検事総長ならびに国防省、外務省、農業協同組合省、内務省、保健省、工業省、警察庁からの各代表ならびに雇用者団体および被雇用者団体からのそれぞれ3名を超えない代表、内閣の承認をもって大臣が任命する4名を超えない有識者によって構成される。

労働省雇用局長は当該委員会委員であり事務局長である。

有識者委員の任期および退任事項は内閣の承認をもって大臣が規定する規則に定める。

#### 第42条 委員会の権限

#### 第43条 委員会の定数

委員会の採決

#### 第44条 小委員会の設置

### 第 IV 章 外国人就労不服審査委員会

#### 第45条 外国人就労不服審査委員会の設置

委員長は労働省次官とし、外務省、国家経済社会開発委員会事務局、検察庁、商務省事業開発局、投資委員会、警察庁からの各代表ならびに雇用者団体および被雇用者団体からのそれぞれ1名、大臣によって任命された3名を超えない有識者から構成される。

労働省雇用局長は同局職員を委員として任命し当該委員会の事務局とする。

有識者委員の任期および退任事項は内閣の承認をもって大臣が規定する規則に定める。

第9条、第11条、第13条、第14条および第26条に規定される許可を付与されなかった場合、第23条に規定される更新が許可されなかった場合、第28条の規定によって許可が取り消された場合、申請者もしくは許可証保持者（場合による）は、かかる通知受領から30日以内に書面をもって当該委員会に不服を申し立てることができる。

当局はかかる不服申し立てを受けてから7日以内にかかる処分の理由を委員会に提出する。委員会は不服申し立てを受けてから30日以内に決定する。

委員会の決定は最終である。

#### 第47条 行政手続法の準用

第V章 監督

- 第48条 労働省雇用局長および局長に任命された局員による尋問、労働現場の立ち入りと捜査の権限
- 第49条 局員の身分証の携帯と呈示
- 第50条 かかる職務の遂行において上記局員は刑法上の職務遂行権限を有する。  
就労許可を得ずに就労をしていることを発見された外国人が警察への同行を拒否した場合もしくは逃亡を企てた場合、逮捕令状なしに逮捕できる。  
刑事訴訟法第81条、第81/1条、第82条、第83条、第84条、第85条および第86条を準用する。

第VI章 罰則

- 第51条 許可なく就労する外国人は最長5年の禁固もしくは2,000パーツ以上100,000パーツ以下の罰金または両方が科される。
- 第52条 許可保持者が第9条、第13条、第14条または第26条の規定に違反した場合、最高20,000パーツの罰金が科される。
- 第53条 許可保持者が第22条または第24条の規定に違反した場合、最高10,000パーツの罰金が科される。
- 第54条 第27条の規定に違反して外国人を雇用した者は、最高10,000パーツの罰金が科される。  
許可証をもたない外国人を雇用した場合、被雇用者一人につき10,000パーツ以上100,000パーツ以下の罰金が科される。
- 第55条 第48条に規定される権限の行使に対し、それに従わない者は最高10,000パーツの罰金が科される。
- 第56条 本法の違反については、第51条の違反を除き、大臣が任命する委員会が罰金を科することができる。  
かかる委員会は3名で構成され、うち1人は刑事訴訟法に規定される捜査官でなければならない。
- 第57条 第7条の規定により外国人が就労できる業種を定める省令は本法施行日から2年以内に公布される。  
それまでは旧法第7条によって規定される業種以外の就労を認めることができる。
- 第58条 本法公布日に旧法の規定によって就労を許可されている者は本法下で許可されているものとみなす。
- 第59条 本法発効日より前に旧法の規定によって提出された申請および不服は本法下で提出されたものとみなす。
- 第60条 旧法下で出された勅令、省令、告知、閣議決定、大臣もしくは局長令は、本法に反しない限り本法発効日まで有効であり本法下に発布されたものとみなす。

(出所) 筆者作成。

### 第3節 二国間覚書と国籍証明手続 ——その表裏関係とジレンマ——

タイ政府は2007年12月の閣議決定によって、国籍証明手続の期限を2008年外国人就労法の施行日となる2010年2月28日と定めた。その日までに、タイ国内に滞在し就労している「半合法」移民労働者に旅券をもった合法入国という法的形式を整えさせ、それまで行ってきた登録・労働許可制度を終了する算段であった。しかし、国内にすでにいる数百万人の隣国3カ国からの労働者を「合法化」するための国籍証明手続は、当初予定されていた2010年2月28日に完了されることはなく、その期限は五月雨式に延期され現在に至っている。タイ政府が2000年代半ばまで近隣諸国からの労働者の国籍を確認することなく、彼らのタイでの就労を認めてきたのは、それだけ既成事実として移民労働者がタイの経済構造のなかに組み込まれ常態化してきたといえよう。それゆえに長期にわたりタイに滞在してきた移民労働者にとって、また雇用主にとっても、国籍証明手続の導入は困惑と混乱をもたらしている。一方、移民労働者に対する新規の需要を満たすために結ばれた、ミャンマー、ラオスおよびカンボジアとの二国間覚書に基づく労働者斡旋手続によって斡旋・雇用される労働者数は、その需要を満たすに至っていない。本節では、国籍証明手続と二国間覚書について詳述し、それらの問題点の関連性を論じる。

#### 1. 国籍証明手続の概要および進捗状況

国籍証明による合法化の手続きは、カンボジアとラオス出身者については2006年から開始された。その手続きは、①自国政府へ申請書を提出し、②自国政府が自国民であることを確認し発行する渡航文書を受け取り、③タイ入国管理局で査証を取得し、④タイ労働省で労働許可を取得する。カンボジア

およびラオス政府は、タイ政府との合意に基づき、タイ国内にそれぞれ係官を派遣し、自国出身者が帰国せずとも、自国政府発行の文書を受け取れるようにした。一方ミャンマー人の場合は、ミャンマー政府がタイ国内への係官の派遣に合意せず、自国民に一時帰国を求めたため手続きは複雑になり、また政府間交渉の難航ゆえに、国籍証明手続きが実際に開始されたのは2009年7月であった。その手続きは、①ミャンマー人労働者は、国籍証明申請書を雇用主経由でタイ労働省に提出し、外交ルートで申請書がミャンマー政府に送られ、②ミャンマー政府は申請事項について国内で照会をとり、国籍を確認できた者の名前を外交ルートでタイ政府に伝え、タイ労働省から雇用主経由で労働者が通知を受け、③通知を受けた労働者は指定されたメーサイ、メーソットまたはラノーンの国境センターへ出頭し、④タイからミャンマーへ越境し、⑤タチレク、ミャワディまたはコータンの暫定旅券発行事務所で旅券（タイへの入国のためだけのもの）を取得し、⑥ミャンマーからタイへ再び越境し、⑦メーサイ、メーソットまたはラノーンの国境センターで査証を取得し、⑧就労地の県の労働省地方事務所で労働許可を取得するという流れである。

当初タイ政府が企図していた国籍証明手続きの対象者は、すでに登録をし有効な労働許可を有する者だけであった。しかし、既述したように、これまでの不定期な閣議決定による手続きに対応できず、登録や労働許可の取得・更新をしていない者が多数いた。現実としてそのような労働者を雇用している産業界からの強い要請があり、タイ政府は、潜在するこれらの移民労働者を顕在化させ「合法化」をさせようと、2009年5月の閣議決定をもって、未登録や労働許可をもたない者についても「合法化」への最後の機会とのふれこみで、新規の登録と労働許可取得の申請を受け付けた。その結果2009年11月時点で労働許可取得者数は過去最多の131万5932人となった<sup>16)</sup>。彼らもすべて2010年2月28日までに国籍証明手続きを完了することが求められた。

移民労働者とくにミャンマー人にとっては数カ月後に迫る期日までの手続き完了は非現実的であった<sup>17)</sup>。ミャンマー人の国籍証明手続きが進まない理由は

第一に、手続き自体の複雑さと要するコストである。ミャンマー人は自国領内まで戻らなければならないので、たとえばタイの県別で最大のミャンマー人移民労働者を擁するバンコクや同2位のサムットサコーン県で働く者にとって上記の3カ所の国境ポイントへの往復は、時間とコストがかかる。また雇用主にとって、労働者が数日間でも職場を離れることは好ましくなく、また職場を離れた者が戻ってこない可能性もあり、手続きに協力しない雇用主も多い。第二の理由は、ミャンマー政府の措置が不透明であったという点である。当時のミャンマー軍政下では、自国民の海外就労を支援する政策はなく、身元が判明することによりタイでの就労が発覚し、本人や出身地に残る家族に裁量的な課税が課されたり、不法出国罪で逮捕されたり、係官から金銭を要求されたりするという懸念があった。なかでもミャンマー政府と対立する少数民族にとっては自国政府係官に対面する手続きは難しい。逆に国籍証明を申請したが自国政府から証明を拒否された者は無国籍者となる。第三に、時間、コストそして手続きの複雑さ、不透明さから、斡旋業者が暗躍する余地が大きいことが当該手続の最大の問題点であった。タイ政府は斡旋業者の手数料の最高額を規制しようとしたが、その実効性は乏しかった。国籍証明手続にかかる費用は労働者の借金として累積され、借金さえできない者は手続きに進めなかった<sup>18)</sup>。

## 2. 繰り返される期限延長と新規登録

国籍証明手続による「合法化」政策の成否は、その対象者の8割を占めるミャンマー人の国籍証明手続の進捗状況による。ミャンマー人の国籍証明手続が進まない現状を受けて、タイ政府は2010年2月28日を目前にして、期限を2年後の2012年2月28日に延長すると決定した<sup>19)</sup>。その期限直前、タイ政府は再び閣議決定で2012年6月14日に期限を延期した。滞っていたミャンマー人の手続きを加速化するために、同年4月には既存の3カ所の国境ポイントに加え、ミャンマー人労働者が多く就労するバンコクを含む5カ所に国



国籍証明手続の事務所が設置された。この時点で、ミャンマー人の国籍証明手続完了者は56万5000人を超えたが、約80万人が手続未了であった。2012年6月14日の期限が迫る直前に、再び閣議決定によって期限は同年12月14日に延期された。

国籍証明手続の期限の延期とともに繰り返されたのが、労働者の新規の登録受付である。本来ならばすでに登録し労働許可を有する者のみが国籍証明手続に進むことができる制度であったが、前述のとおり2009年夏に新規の登録受付が行われ、再び2011年夏に同様の受付が行われた。2011年夏には、新たに102万6403人が登録され<sup>20)</sup>、そのうち85万1830人が労働許可を取得し<sup>21)</sup>、2012年6月14日までに国籍証明手続を完了することが求められた。上記のとおりその期限は同年12月14日に延期された。

タイ政府は2012年12月14日の期限を最後に、国籍証明手続を完了できなかった不法移民労働者に対する取り締り、摘発、退去強制を強化する予定であった。タイ政府は2年以上にわたり3度も期限の延期を繰り返してきた国籍証明手続のさらなる延長はしない方針であったが、テインセインミャンマー大統領からインラックタイ首相への直接の働きかけにより、手続きが再開された。タイ政府としては期限の延長ではなくあくまで新たな手続きという立場をとった<sup>22)</sup>。2013年1月15日の閣議決定によって、タイ政府は2013年2月15日から同年4月13日までにミャンマー人、ラオス人およびカンボジア人すべてに対して新規の手続申請を受け付けた<sup>23)</sup>。申請者は、120日間の滞在許可を与えられ、同年8月11日までに旅券もしくはそれに代わる身分証を取得するよう求められた<sup>24)</sup>。大方の予測どおり、過去と同様に、期日までに申請者の多くは旅券もしくはそれに代わる身分証を取得できず、その期限はさらに1年後の2014年8月11日に延期された<sup>25)</sup>。好調な経済成長が続き、過去最低の失業率を記録するタイ経済社会において、現実の雇用サイドの需要に応えるために、現状を後追いし肯定する措置が続いている。

### 3. 新規労働者の雇用に関する二国間覚書

タイにすでに入国し滞在し就労している隣国3カ国からの「半合法」労働者の国籍証明手続による「合法化」が行われる一方、新規の需要を満たすべきミャンマー、ラオス、カンボジアとの二国間覚書に基づく労働者斡旋手続が開始された。覚書に則して新規の労働者の雇用が開始されたのは、ラオス人とカンボジア人については2005年、需要が最も多いミャンマー人については政府間交渉が難航し、2010年7月であった。

タイと隣国3カ国との二国間覚書は、表4に示すように、その構造や条文番号が一致している。規定されている手続きの概要はおおむね共通で、次のとおりである。①タイ側雇用主からの労働者需要に基づきタイ労働省が、募集する労働者の人数、期間、資格要件、雇用条件、報酬などについて相手国労働省に通知し、②かかる求人リストを受け取った相手国労働省は、それに適う自国の候補者を選定し、その年齢、住所、保証人、学歴や職歴などを記載したリストをタイ側に提供し、③タイ側雇用主がそのリストから被雇用者を選定し、④選定された候補者について、両政府の関係省庁が、査証、労働許可、健康保険、送還基金への拠出、税金、雇用契約など必要な手続きのために協力する。雇用期間は、2008年外国人就労法の規定と整合性がとれており、2年間で一回の更新が可能で最長4年間就労できる。その後は労働者は一度帰国し、次の雇用の応募まで3年間待たなければならない。

3つの覚書を比較すると、先に結ばれたタイ/ラオス覚書には、第7条に定める両国が協力して行う必要な手続きとして雇用契約が明記されておらず、タイ/カンボジア覚書およびタイ/ミャンマー覚書にある「雇用契約は雇用主と労働者双方によって署名されその写しが両国の管轄機関に提出される」という規定がない。またタイ/ラオス覚書には労働者の権利について言及はない。それに対して、タイ/カンボジア覚書およびタイ/ミャンマー覚書では、覚書の目的や労働監督の項において労働者の権利保護が明記され（第1条および第17条）、覚書が終了される場合の雇用契約の扱いまで言及されている

表4 タイ/ラオス、タイ/カンボジア、タイ/ミャンマーの労働者の雇用に関する二国間覚書対照表

	タイ/ラオス (2002)	タイ/カンボジア (2003)	タイ/ミャンマー (2003)
前文	地域の人身取引問題の社会経済への負のインパクトに言及、不法雇用が原因と明記 「1999年不法移民にかんするバンコク宣言」に言及	不法雇用を原因とする社会経済への負のインパクトに言及 左記に同じ	左記に同じ 「バンコク宣言」への言及なし
目的および範囲	第1条 両国は下記の必要な措置をとる 1) 適切な雇用手続 2) 雇用契約終了後の労働者および雇用期間終了前に関連当局によって退去強制させられる労働者の送還 3) 両国による適切な労働監督 4) 不法移民、人身取引および不法雇用の防止と取り締まり 本覚書は両国の法律に則ったその他の既存の雇用には適用されない	左記に同じ 1) 左記に同じ 2) 左記に同じ 3) 労働者の権利が損なわれることがないよう労働者に対する適正な保護 4) 不法越境、不法労働者の人身取引および不法雇用の防止と効果的対策 左記に同じ	左記に同じ 左記に同じ 左記に同じ 左記に同じ 左記に同じ
覚書の管轄省庁	第2条 ラオスは労働・社会福祉省	カンボジアは社会福祉・労働・職業訓練・青少年更正省	ミャンマーは労働省
第3条	タイは労働省 本覚書の運用に関して少なくとも年に1回上級官僚会合を行い、開催地は交互とする	タイは労働省 左記に同じ	タイは労働省 左記に同じ 左記に同じ



表4 つづき

	タイ/ラオス (2002)	タイ/カンボジア (2003)	タイ/ミャンマー (2003)
第8条	<p>4) 送還のための基金への入金</p> <p>5) 税およびその他の手続き</p> <p>管轄機関は本覚書に基づき就労許可を得た者の記録をかかる者の帰還もしくは雇用機関の終了から少なくとも4年間保管する</p>	<p>4) 各国の管轄機関から求められる貯蓄基金への入金</p> <p>5) 税およびその他の手続き</p> <p>6) 雇用契約</p> <p>雇用契約は雇用者と労働者によって署名されその写しを両国の管轄機関に提出する</p> <p>管轄機関は本覚書に基づき許可された労働者のリストを管理する</p> <p>雇用期間終了後報告をした者または永住地への帰還が文書から確認された者のリストをかかる報告または確認から4年間保管する</p>	<p>4) 左記に同じ</p> <p>5) 左記に同じ</p> <p>6) 左記に同じ</p> <p>左記に同じ</p> <p>左記に同じ</p>
第9条	<p>別条の定めのない限り、雇用期間は2年を超えない、必要な場合は2年間の延長が許可され、最長4年とする</p> <p>雇用期間満了前に雇用の終了もありうる</p> <p>雇用終了から3年後には労働者は再び就労を志願できる、ただし先の雇用が被雇用者による雇用契約の違反によって終了された場合を除く</p>	<p>左記に同じ</p> <p>その後は終了とみなされる</p> <p>雇用期間が終了した者が再び就労を志願するには3年間を経なければならぬ</p>	<p>左記に同じ</p>
第10条	<p>両国は雇用期間終了後労働者を母国に帰還させるよう協力する</p>	<p>両国は雇用期間を満了した善意の労働者の永住地への帰還を確保するよう最大限協力する</p>	<p>左記に同じ</p>
第11条	<p>管轄機関は労働者を公式に送還する費用のために、労働者の毎月の賃金の15%相当額を集め基金を設置する</p>	<p>労働者は毎月の賃金の15%相当額を基金に積み立てる</p>	<p>左記に同じ</p>

帰還および送還の手配

表4 つづき

	タイ/ラオス (2002)	タイ/カンボジア (2003)	タイ/ミャンマー (2003)
第12条	労働者は雇国より3カ月前に書面によってかかる基金に積み立てた金額に利子を付した返金を求める権利を有する かかる返金は雇用期間終了後45日以内になされる	労働者は雇用期間終了後予定する雇国日3カ月前に書面によって基金に積み立てた金額に利子を付した返金を求める権利を有する かかる返金は雇用期間終了後45日以内になされる 労働者が雇用期間満了前に就労をやめた場合は、基金からの返金は雇用終了後15日以内になされる 左記に同じ	労働者は雇用期間終了後予定する雇国日3カ月前に書面によって基金に積み立てた金額に利子を付した返金を求める権利を有する かかる返金は雇用期間終了後7日以内になされる 労働者が雇用期間満了前に就労をやめた場合は、基金からの返金は雇用終了後7日以内になされる 左記に同じ
第13条	労働者が雇用期間中に管轄機関の定める手続きに即って越境した場合、第4条に規定する雇用の取り消しとはみなされない	左記に同じ	左記に同じ
第14条	管轄機関は第12条に規定する申請手続および必要文書を規定する	左記に同じ	左記に同じ
第15条	労働者が雇用期間終了後に母国の管轄機関に出頭しなければ基金からの返金を求める権利は無効になる	労働者が雇用期間満了後に永住地に帰還しなければ基金からの返金を求める権利は無効になる	左記に同じ
第16条	雇国はそれぞれの管轄機関は労働者を母国に送還させるために基金から費用を引き出すことができる	雇国はそれぞれの管轄機関は基金の管理費および労働者を母国に退去させるために基金から費用を引き出すことができる	左記に同じ
第17条	雇国はそれぞれの関連法に従って労働を監督する	雇国はそれぞれの国内法に従って労働者の権利を保護されることを確保する	左記に同じ
第18条	雇国の労働者は、性別、人種、宗教にかかわらず、雇用地の賃金レートに従い賃金およびその他の手当をうける	雇国の労働者は、無差別原則に基づき、性別、人種、宗教にかかわらず、雇用地の賃金およびその他の手当をうける	左記に同じ
第19条	労働者および雇用者間の雇用に関する争いは雇国する国の法律および規則に従って管轄機関による	左記に同じ	左記に同じ

労働監督・保護

表4 つづき

	タイ/ラオス (2002)	タイ/カンボジア (2003)	タイ/ミャンマー (2003)
不法雇用に対する措置	<p>り解決される</p> <p>両国はそれぞれの国内において不法な越境、人身取引、不法な雇用を防止し取り締まるために必要な措置をとる</p> <p>両国は人身取引、不法入国、不法な雇用に関する情報を交換する</p>	左記に同じ	左記に同じ
修正	第22条 本党書の修正および付加は双方の合意による	左記に同じ	左記に同じ
紛争解決	第23条 本党書から生じる紛争は友好的に双方の協議によって解決される	左記に同じ	左記に同じ
覚書の発効および終了	第24条 本党書は署名日に発効する 一方の当事者は相手方への3か月前の書面による通知によって本党書を終了することができる	左記に同じ 左記に同じ 本党書を終了する場合、両国は労働者の利益のために、終了時に有効な雇用契約をどのようにあつかうか協議する	左記に同じ 左記に同じ 左記に同じ
署名日	2002年10月18日 ラオス人民民主共和国ビエンチャンにて	2003年5月31日 タイ王国ウドンラチャタニにて	2003年6月21日 タイ王国チェンマイにて
正本	ラオ語およびタイ語	英語	タイ語、ミャンマー語、英語
署名者	ラオスは労働・社会福祉大臣 タイは労働大臣	カンボジアは社会福祉・労働・職業訓練・青少年更正大臣 タイは労働大臣	解雇の懸念は英語が優先する ミャンマーは外務大臣 タイは外務大臣

(出所) 筆者作成。

(第24条)。

3つの覚書に共通して、労働者に毎月の賃金の15%を強制的に積立させる基金が設置されている(第11条)。労働者からの積立金は、雇用主が徴収を肩代わりするしくみとなっており労働者の賃金から控除される<sup>26)</sup>。タイ政府は当該基金から労働者を強制退去させるための費用を引き出すことができる(第16条)。雇用期間を満了した者には積み立てた金額に利子を上乘せした額を受領できる(第12条)。基金からの返金時期は、タイ/ラオス覚書およびタイ/カンボジア覚書では、雇用期間終了から45日以内と規定されているが、タイ/ミャンマー覚書では7日以内と規定されており、前者ふたつの覚書を比較すると際立つ相違である<sup>27)</sup>。

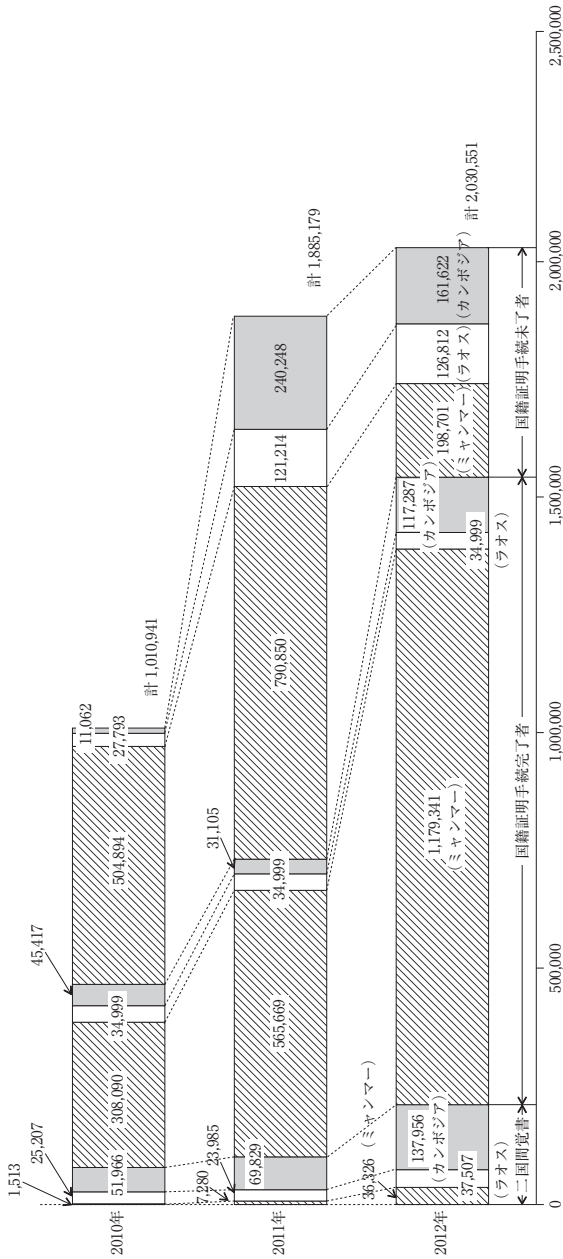
付言すると、覚書の前文においてタイ/ラオス覚書およびタイ/カンボジア覚書が「1999年非正規移民に関するバンコク宣言」<sup>28)</sup>に言及しているのに対し、タイ/ミャンマー覚書では言及されていない。

図1にみるように、2012年12月末時点において、二国間覚書に基づく労働者数は合計21万1789人で、うちミャンマー人3万6326人、ラオス人3万7507人、カンボジア人13万7956人であり、前年末から倍増、とくにミャンマー人労働者数の伸びが観察される。しかし、労働者数全体に占める覚書に基づく労働者数の割合は10%強にとどまる。とくに雇用主からの需要がもっとも多いミャンマー人労働者のうち覚書による者はおよそ2.6%にすぎない。需要に対する供給が追いついていない理由としては、ミャンマー政府による労働者の送り出しリストの決定に時間がかかっているといわれていた<sup>29)</sup>。ところが2012年になり同政府はタイへの労働者斡旋の許可を民間業者に与えるようになり<sup>30)</sup>、ミャンマー側の労働者の募集や選定は加速化されており、遅延の原因は逆にタイ側の手続きにあると指摘されている<sup>31)</sup>。

政府間手続による労働者の雇用制度は、労働者を両国の法律に基づき管理するという趣旨であり、この手続きによって雇用される新規の労働者数が、将来的には「半合法」から国籍証明によって「合法化」された既存の労働者数を上回りそれにとって代わることがタイ政府の政策意図であった。しかし、



図1 3カ国からの労働者数の推移 (2010～2012年) (人)



(出所) タイ労働省雇用局資料より筆者作成。

図1が示すように、二国間覚書によって雇用された労働者よりも、すでにタイ国内で就労しており「合法化」手続に進む者が圧倒的に多い。2010年と2011年を比べると2011年夏に新規の登録受付をしたために、国籍証明手続未完了者は54万3749人（うちミャンマー人50万4894人、ラオス人2万7793人、カンボジア人1万1062人）から115万2312人（うちミャンマー人79万850人、ラオス人12万1214人、カンボジア人24万248人）に倍加した。また新たに2013年2月から4月に受け付けた人数は65万1143人であり、ゆえに国籍証明手続未完了者は引き続き増加している。本来ならば二国間覚書による手続きで満たされるべき労働需要は満たされず、産業界からの要請を受けて、タイにいる既存の隣国3カ国からの労働者の登録を受け付け、国籍証明手続の期限を延期することが繰り返されている。つまり、二国間覚書に基づいて隣国3カ国から労働者を新たに入国させるよりも、すでにタイ国内にいる（もしくは違法に入国し続ける）これら3カ国からの労働者を雇用する（もしくは雇用し続ける）方が手っ取り早いからである。また政府間手続の時間とコストを回避しようとする雇用主による非合法の雇用が却って増えているともいわれている。

好調な景気が続き、2011年から過去最低の1%を下回る失業率を記録するタイ経済社会において、労働者を二国間覚書によって雇用する仕組みは、現実の切迫した需要を満たしきれず、デファクトを追認する「合法化」措置が断続的に続けられるという悪循環を生んでいる。タイと隣国3カ国と合意した二国間覚書に基づく政府による労働者雇用の制度は、雇用主、労働者双方に当該手続に基づく雇用・就労にインセンティブを与え、現実の労働需要と供給に合致した機能を果たさなければ、形骸化するおそれがある。

#### 第4節 問題と課題

タイにおいては、2008年外国人就労法の制定を機に、それまで不規則な方法でその存在を認め管理してきたミャンマー、ラオスおよびカンボジアから

の「半合法」労働者を国籍証明によって「合法化」し、新規の労働者は二国間覚書による手続きにしたがって斡旋され入国し雇用される制度がつくられた。制度上は隣国3カ国からの労働者の法的地位を明確にすることが試みられている。しかし、制度の運用について以下の問題点と課題が指摘される。

第一の問題点は、手続き自体の構造および複雑さにある。労働者の登録・労働許可取得や国籍証明手続きは、労働者ではなく雇用主主導によるものであるがゆえに、雇用主によって、また手続きの複雑さゆえに行政官によって制度的搾取の手段として歪曲、悪用、濫用される傾向が強い<sup>32</sup>。登録・労働許可取得や国籍証明手続きは、タイの労働省雇用局と内務省間、バンコクの本省と地方事務所間、タイ政府と相手国政府間で書類を往復させる。手続きの複雑さは、二国間覚書による労働者の斡旋・雇用手続きでも同様である。複雑な手続きは格好のブローカービジネスを生む。タイ語を理解できない労働者は、登録や労働許可取得手続きについて正確な情報を得ることはできず、斡旋業者の甘言に騙され不当な額を要求されたり、保証金を借金させられたりしている。この問題はミャンマー人の国籍証明手続きではもっとも深刻であることは既述した。手続きの開始や変更は、タイ政府から雇用主に対する情報伝達であり、タイ政府から直接労働者に情報通知される制度ではない<sup>33</sup>。それを逆手にとる雇用主が定められた金額以上の申請手続き費用を労働者に負担させる例がある<sup>34</sup>。雇用主次第であるため、時間とコストのかかる手続きを回避して労働者に労働許可証を取得させない雇用主もいる。2008年外国人就労法にある労働許可証をもたない労働者の雇用に対する罰則規定は、雇用主にとって、被雇用者の労働許可を取得させるインセンティブとはなっていない<sup>35</sup>。労働許可を取得させないことによる強制労働もある<sup>36</sup>。

第二の問題点は、労働許可証の付与が移民労働者の労働者としての権利保護にはつながっていない点である。登録をさせ労働許可を付与し、国籍証明手続きを課して「合法化」することは法的形式を整えるための手続きであり、法的地位を確定させた労働者の権利を保護する施策は十分ではない。労働許可証を有しても「半合法」という不安定な地位にあり、健全な労使関係が構

築されず、タイ労働基準法上の権利が現実として保障されることはなく、労働災害補償からも排除されていた<sup>37)</sup>。タイ政府は国籍証明手続を完了した「合法」労働者や二国間覚書によって雇用された労働者については健康保険や失業保険などを含む包括的社会保障スキームに組み込み、労働災害補償も享受できるようにした。しかし同スキームの保険料の負担は労使折半であるため、当該手続を行わない雇用主が少なくない<sup>38)</sup>。労働者の権利保護が不十分であることは、国籍証明手続を完了した「合法」労働者や二国間覚書によって雇用された労働者についても同様である<sup>39)</sup>。雇用主名が記載された労働許可が在留許可と結びついているので、労働者は望まぬ労働条件や環境を甘受せざるを得ず、また雇用主は労働者を搾取する傾向にあり、これが昂じれば強制労働や人身取引に相当する<sup>40)</sup>。タイ政府による移民労働者に対する作為・不作為の政策は、2011年8月にタイを視察した国連人身取引に関する特別報告者ジョイ・ヌゴシ・エゼイロ氏による報告書においても厳しく問題視されている<sup>41)</sup>。

これらの問題点の根底には、タイ政府が移民労働者をあくまで暫定的な存在として処遇し、タイ国内に長期にとどまることを想定しないことにある<sup>42)</sup>。近隣諸国からの労働者は、国内の労働集約産業の廉価な労働力に対する一時的需要を満たす柔軟な労働力としかみなされていない。それゆえに、手続きは雇用主主導であり、労働者の権利の保護や強化を政策目標とするものではない。タイの移民労働者受け入れ政策は、いずれの国から労働者をどのように受け入れるかという制度設計以前に、もはやタイ経済に不可欠となった隣国3カ国からの労働者をいかに合法的存在とするかという対症療法の連続といえよう。

タイ政府が長期的ビジョンに欠け、現状追認の後手の対策を繰り返していることは、2013年夏に再び露呈した。2009年夏に国籍証明を経て「合法化」されたミャンマー人労働者の労働許可が、2008年外国人就労法の規定どおり、1回の更新を経て4年経ち2013年夏に失効した。二国間覚書によれば、労働者は帰国し3年間を待たないと再びタイで就労できない。タイの逼迫した労

働市場において、雇用主はミャンマー人労働者を手放したくはなく、一方タイで長年働くミャンマー人労働者にとっても帰国後の生活は見通せずタイにおける現在の収入機会を失いたくはなく、労使双方にとって労働者の帰国および3年間の待機は非現実的である。タイ政府はミャンマー政府との交渉により、この待機期間を極端に短縮したが、長期的展望に欠ける後手の措置は、雇用主および労働者双方を混乱させている。

### むすびにかえて

本章は移民労働者の受入国であるタイの制度と課題を詳述したが、ここで抽出した移民労働者が抱えている問題、制度の問題点や課題は、海外へ就労に出るタイ人移民労働者が直面する問題、その斡旋制度の問題点や課題と酷似している<sup>(43)</sup>。送出国は、受入国の政策や方針やその実施に受身になりがちであり、送り出す自国民労働者が技術の高度ではなく賃金の安さで競うとすれば、労働者の労働条件や労働環境の確保や改善には積極的に受入国に要求しない。受入国はそれを利用する。タイにおいては、近隣諸国からの労働者の流入によって労働集約産業は豊富な人手を低コストで雇用でき、農産品などの国内価格を低めに抑えインフレ抑止になってきたこと、タイ人がより高度な技術を要する産業へシフトすることができたことが指摘されている(Yongyuth and Prugsamat 2009)。2013年10月現在失業率1%を切るタイは、労働力不足に直面しており、この需要過多はしばらく続く(ILO 2013, 47)<sup>(44)</sup>。

一方タイへのおもな労働者の送出国であるミャンマーの変化に目を転じると、これまで一方的にタイへ流入し続けてきたミャンマー人口、すなわちタイ経済が前提としていた廉価な労働力の流入という現象の変化を予兆させ、タイとミャンマー両政府間の労働者に関する交渉に変化をもたらしている<sup>(45)</sup>。これまでの両国の関係は雇用主側であるタイ政府が交渉を主導しミャンマー政府は受動的であったが、体制転換後のミャンマー政府は、在外の自国民労

働者を送金源として着目し、その保護に積極的な政策がみられ、それに対しタイ政府が対応を迫られる状況も出てきている。国籍証明手続の期限延期や国籍証明手続のセンターの増設や、2013年2月になっての新手続の開始は、ミャンマー政府からの強い要請にタイ政府が応えたものである。ミャンマーからタイへの二国間覚書に基づく労働者の送り出しについて、ミャンマー政府は2012年半ばから民間斡旋業者にライセンスを付与するようになり、その監督にも積極的な姿勢をみせている<sup>46)</sup>。この変化は移民労働者に関する政策は、受入国もしくは送出国が一方的に立案し施行し得るものではなく、両国間の政治経済関係および地域における立ち位置が反映されることを如実にあらわしている。

隣国からの労働者を暫定的な労働力としかとらえていないタイ政府の政策にもかかわらず、タイでの滞在が長期にわたる移民労働者とくにミャンマー人は多く、デファクトとして彼ら/彼女らはがタイ社会の一部を構成している (Boonchalaksi et al. 2012)。タイ政府は廉価な労働力としてのみ移民労働者をとらえる見方を変える必要がある。そのとらえ方は東アジアの移民労働者の受入国に共通してみられるが、受入国であると同時に送出国であるタイは、それゆえに移民労働者が直面している問題をより認識しているはずである。ASEAN 諸国内で、フィリピンおよびインドネシアが、「すべての移住労働者とその家族構成員の権利の保護に関する国際条約」<sup>47)</sup> (ICRMW) に加盟し、送出国として自国民の権利保護を求める政治的姿勢をみせているのに対し、タイはそうではない。タイ政府は、国籍証明手続や二国間覚書による雇用という移民労働者を管理する政策と並行して、労働者の権利を保護し、タイ社会経済を構成する重要な人的資源として処遇する政策が求められている。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) タイからの労働者送り出しの始まりは1970年代に遡り、1990年代に急速に増え、1995年の20万人をピークとして、その後は減少し続けている。当初の渡航先は9割以上が中東であったが、タイ労働省雇用局によれば、2010年では14万3795人のうち6割強つまり9万人弱が東アジア諸国を渡航先とする。

そのうち約7万4000人が男性で、多い順に台湾（3万5000人）、シンガポール（1万2000人）韓国（9000人）で、おもに建設業、製造業および農業に従事している。女性はおよそ1万5000人が東アジアに渡り、多い順で台湾（5000人）、香港（3000人）、日本（2000人）であり、おもに家事・介護、娯楽、サービス産業で雇用されている（Huguet and Aphichat eds. 2011, 13）。

- (2) タイ労働省雇用局資料による。
- (3) タイの労働人口は約3800万人であるから隣国3カ国からの労働者人口はその5%強の人数に匹敵する。ミャンマーの労働人口を推定3000万人とすればおよそその5%に匹敵する人口がタイで働いていることになる。またラオスの労働人口およそ380万人に比してもその5%強、カンボジアの労働人口およそ104万人に比してもその4%に匹敵する人口がタイで働いている。
- (4) タイにおける移民労働者管理とその課題については伊藤（2010）で詳細に論じられているが、本章はそれ以降の進展に焦点をあてる。
- (5) 数字に表れている人数は、タイ政府が規定した登録手続をした労働者であり、登録から漏れた者、求職中の者、さらに帯同している家族を合わせると、およそ300万人のミャンマー人労働者およびその家族がタイに居住していると推定されている。
- (6) 県別労働者数についてはいずれも2009年の数字。タイ労働省雇用局資料より。
- (7) 漁業における移民労働者の登録・労働許可取得を促進するためにタイ政府は2013年夏に22県の漁業従事者対象の手続きを行った。漁業が主要産業であるラノン県にいるミャンマー人漁業労働者の実態の詳細については藤田ほか（2013）および Fujita et al.（2010）を参照。
- (8) 2007～2011年第10次国家経済社会開発計画では、グローバル時代に即した移民について言及されているがそれは高度人材についてのみであり、本章の対象とする移民労働者ではない。
- (9) 同法第12条 「以下に該当する外国人は入国を禁ず。1. 真正の旅券やそれに代わる身分証、有効な査証をもたない者 2. 入国後の生計手段をもたない者 3. 単純労働に従事しようとする者 4. 予防接種を受けていない者 …… 7. タイの公共の秩序、平和、安全保障の脅威となりうる者 ……」 同法第54条 「許可なく入国または滞在する外国人は退去強制される。」
- (10) 同法第17条 「内務大臣は閣議決定をもって、特定の外国人または集団に一定の条件のもとで、タイ国内における滞在を許可できる。」
- (11) 閣議決定は公表されるがタイ語であり移民労働者に対して直接に情報を周知させる施策はとられていない。
- (12) Memorandum of Understanding between the Government of The Kingdom of

Thailand and the Government of The Lao People's Democratic Republic on Labour Cooperation (2002年10月18日締結). Memorandum of Understanding between the Government of The Kingdom of Cambodia and The Kingdom of Thailand on Cooperation in the Employment of Workers (2003年5月31日締結). Memorandum of Understanding between the Government of The Kingdom of Thailand and the Government of The Union of Myanmar on Cooperation in the Employment of Workers (2003年6月21日締結).

- (13) タイ王国官報2008年(仏暦2551年)2月22日。
- (14) 第12条は投資奨励法に基づき入国した技能をもった外国人労働者について規定する。
- (15) そのほかに1972年12月13日付け革命団布告第337号に基づき国籍を取り消された者、タイ国内で出生したが国籍法に基づき国籍を取得していない者が列挙されている。
- (16) タイ労働省雇用局資料より。この数字の業種別が表2であるが、数字に若干の違いがある。
- (17) ミャンマー人の国籍証明手続問題の詳細は、山田(2010; 2012a; 2012b)。
- (18) ミャンマー政府発行の3年有効のパスポートは3000チャット(約100バーツ)、タイ政府発行の二年有効のビザは500バーツ、たとえばバンコクからメーソットまでのバス代は往復約500バーツであるが、ブローカーが要求する額は8000バーツとも2万バーツとも言われた(山田 2010)。
- (19) 2010年2月28日期限直前には多くの移民労働者支援NGOによるタイ政府への期限延長要請や国籍証明手続の問題に関するセミナーが行われた。期日直後には退去強制といわれていたため、パニックに近い状況に陥ったミャンマー人労働者コミュニティもあった。
- (20) 内訳はミャンマー人、67万3935人、ラオス人10万4650人、カンボジア人24万7818人である。
- (21) 内訳はミャンマー人54万3535人、ラオス人9万3421人、カンボジア人21万4874人である。
- (22) 2013年1月29日タイ労働省雇用局、同月30日IOMタイ事務所でのヒアリングより。
- (23) ミャンマー人およびラオス人の手続きは、雇用主が①合法化させる移民労働者の名前のリスト②申請書③労働者に関する情報(出身地、年齢など)④雇用契約書⑤移民労働者の雇用割り当て⑥雇用主の住民登録証および身分証、法人の場合は登記簿および⑦代理人の場合は委任状という書類を2013年3月16日までに労働省雇用局に提出する。これらの書類はミャンマー政府ないしラオス政府に送られ、各国による承認が得られれば、労働省雇用局が雇用主に12カ所のセンターで旅券を受領するよう通知する。12カ所はカンチャナブ



リー、コンケーン、チェンマイ、チェンライ、パトゥムターニー、ラノーン、ソクラー、サムットサコーン、サムットプラコーン、スラーターニー、ラヨンおよびタークである。2013年2月14日付け在タイミャンマー大使館から自国民への通知によれば、リストされているセンターにソクラーは含まれておらず、11カ所である。カンボジア人については、2012年12月14日までに国籍証明手続を完了できなかった者（すでに登録し労働許可を有している者）に対して、カンボジア政府係官がタイ国内を巡回して旅券を発給のために自国民労働者に面会する。タイ労働省雇用局からカンボジア政府に渡されるおよそ16万人の手続未了のカンボジア人のリストをもとに、優先度の高い県から巡回する計画である。

- (24) 2013年4月9日付け閣議決定による。
- (25) 2013年8月6日付け閣議決定による。旅券もしくはそれに代わる身分証の取得の期限は延期されたが、対象となる移民労働者の労働許可は2013年8月11日に失効するので再び申請が求められた。
- (26) この積立金制度の実際の運用は、2013年6月10日の閣議決定により2014年3月1日から開始されることになった。
- (27) 上記のとおり積立金制度の運用がまだ始まっていないため、この規定がどのように実行されるか不明である。
- (28) “The Bangkok Declaration on Irregular Migration” 1999年4月21～23日に行われた移民についての地域協力を議論した国際シンポジウムの参加国によって共同宣言されたもので、非正規移民に対する人道的考慮などが謳われている。タイ、ラオス、カンボジアおよびミャンマーはともに参加国である。ちなみに日本も参加国である。
- (29) 2011年および2012年タイ労働省雇用局でのヒアリング。
- (30) 2013年2月現在49業者がライセンスをうけている。2013年2月5日ミャンマーの海外労働者派遣協会副会長からのヒアリング。
- (31) 2013年2月1日タイの斡旋業者、2013年2月5日ミャンマーの斡旋業者からのヒアリング。ミャンマー側でリクルートされた労働者は、タイ国境に面するミャワディでタイ人雇用主と面接し選定されるが、その後タイ領内で行われる査証および労働許可証発行手続に時間がかかり、労働者がミャワディで1カ月近く滞在を強いられるともいわれている。
- (32) 濫用の実態については山田（2010）および藤田ほか（2013）など。
- (33) 登録・労働許可や国籍証明手続などに関する情報は、タイ語で通達がなされ、それを入手できるのは雇用主や斡旋業者・ブローカーであり、労働者は彼らをとおして情報を得るのみである。移民労働者支援 NGO や国際機関によってタイ語からミャンマー語やカンボジア語に翻訳された情報が出回る。本章で詳述した、登録や労働許可取得方法および国籍証明手続についてその全

容を理解している労働者は僅少であろう。ちなみにタイでは外国人労働者が労働組合を結成することは認められていない。

- (34) 2010年1月サムットサコーン県でヒアリングした移民労働者によって労働許可取得にかかった費用はまちまちであった。ある工場では、各ラインのマネージャーの裁量で労働許可申請手続の費用が決められており、本来ならば3800パーツであるにもかかわらず5000パーツを賃金から引かれたという事例をきいた。
- (35) 旧法では雇用者に最長3年の禁固刑が課されていたのに比べ、新法では罰金のみとなっている。罰金の額は最低賃金による年取程度であるため、雇用者は罰金の額と労働許可取得の複雑な手続にかかる費用を考量し、経済的には非合法の雇用を選択することも考えられる（山田 2009, 38）。
- (36) あえて労働者に労働許可をとらせず、工場敷地内の寮に住まわせ、その敷地内には警察が立ち入らないように工場主と地元警察官が結託している例もあった（2010年1月サムットサコーンにおける調査）。移民労働者の惨状については Human Rights Watch 2010; ILO 2006; Chantavanich et al. 2007; Mahidol Migration Center 2011など。
- (37) 移民労働者に対するインタビューによると、労働許可証をもっているメリットは、警察官からのハラスメントを避けることができるという回答がもっぱらであり（藤田ほか 2013）、労働条件や労働環境の改善につながるという回答はなかった。
- (38) “Migrant workers miss out on healthcare” *The Myanmar Times*, 2013年6月24日付け。同スキームにある年金の受給は15年以上の保険料支払いを前提としており、最長4年間しか就労できない移民労働者には資格がない。また雇用を失った移民労働者は帰国しなければならず、同スキームにある失業保険も適用がない。
- (39) 2012年4月に発覚したカンチャナブリー県やソクラー県における労働者の賃金や処遇をめぐる労働争議事件など。
- (40) 移民労働者問題と人身取引問題の関連性については、山田（2009）および山田（2013）。タイは人身取引問題に関する二国間覚書をミャンマー、ラオス、カンボジアとそれぞれ結んでいる。毎年6月に発表されるアメリカ国務省人身取引報告書でタイは、ミャンマー人をはじめとする外国人労働者の搾取に対する対策が不十分として、2010年 Tier 2から Tier 2 Watch List へ格下げされて以来2013年に至る。
- (41) Report of the Special Rapporteur on trafficking in persons, especially women and children, Joy Ngozi Ezeilo, 2 May 2012. (<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G12/133/48/PDF/G1213348.pdf?OpenElement>)
- (42) 2008年外国人就労法第23条には、「外国人の国内への定住を防ぐために」、

労働許可の更新は原則1回きりの2年間と規定している。

- (43) タイ人労働者の海外就労の斡旋の制度や問題点の詳細については Cantavanich et al. (2010)。タイは自国労働者の斡旋・就労に関し、その手続方法や就労する業種や割当人数、雇用条件などを規定した二国間の協定ないし覚書を、台湾、日本、イスラエル、マレーシア、韓国およびアラブ首長国連邦と結んでいる。韓国とイスラエルとは政府間の手続きであるが、他はタイ労働省雇用局認定の民間業者を介した斡旋・就労である。日本とはタイ労働省雇用局と国際研修協力機構(JITCO)との取り決めによる技能実習生制度である(改定R/Dを2010年3月16日に調印)。1985年(仏暦2530年)募集および求職者保護法によれば、海外でタイ人雇用を希望する者は在外タイ大使館にその旨を知らせ、タイ本国において労働省雇用局もしくは認可を受けた民間斡旋業者が労働者を募集する。斡旋業者は、労働者に雇用契約に署名させ、海外労働者支援基金への出資をさせ出発前研修に参加させる。この手続きの運用における最大の問題は、斡旋業者の労働者に対する規定を超えた過度の手数料の請求である。認可を受けた業者の不適切な行為に加え、認可を受けていない業者による非合法な斡旋が行われている。渡航先においても業者により悪質な斡旋のために搾取や虐待、人身取引に相当する状況におかれる労働者もいる。渡航先でのタイ人労働者が直面する問題は、タイ政府と受入国政府が両国間の合意に基づき協議し改善されるべきであるが、二国間の合意文書は、覚書であれ別の形態であれ、労働者を適切に保護するには十分に機能していない。たとえばマレーシアとの覚書では最低労働基準でさえも規定されていないと指摘されている(Huguet & Aphichat eds. 2011, 47-48)。
- (44) 自動車部品業は向こう10年で少なくとも18万人、電子工業で10万人、電気機械で6万人、金属産業で5万人の求人がある(“Severe labour shortage looms,” *The Nation*, 2012年12月19日付)。タイ政府主導のメガ・インフラプロジェクトでも50万人の雇用を予定している(“New govt. committee to study country’s labour shortage issues,” *The Nation*, 2013年4月6日付)。“Labour shortage worries builders, developers,” *The Nation*, 2012年12月3日付け, “Thai fishing industry in ‘labor shortage,’” *The Nation*, 2013年1月22日付け。
- (45) ミャンマー軍政における移民労働者政策や問題については山田(2012a)。2012年5月アウンサンスーチーのタイ訪問において注目されたミャンマー人移民労働者問題やミャンマー労働省の変化については山田(2012b)。
- (46) 2013年2月ヤンゴンにおける斡旋業者、移民労働者支援団体およびIOMヤンゴン事務所からのヒアリング。
- (47) International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families, 1990. U.N.G.A.Res.45/158.

## 〔参考文献〕

## &lt; 日本語文献 &gt;

- 伊藤路子 2010. 「タイにおける移民労働者管理とその課題」石田正美編『メコン地域国境経済をみる』アジア経済研究所 49-68.
- 藤田幸一, 遠藤環, 岡本郁子, 中西嘉宏, 山田美和 2013. 「タイにおけるミャンマー人移民労働者の実態と問題の構図——南タイ・ラノーンの事例から——」『東南アジア研究』50(2) 1月 157-210.
- 山田美和 2009. 「人身取引問題に対するタイの法的枠組みにかんする一考察——ミャンマーからタイへの人口流入を背景として——」『アジア経済』50(8) 8月 29-61.
- 2010. 「転換期を迎えるタイの移民労働者政策——合法と非合法の間で——」『アジア研ワールド・トレンド』(176) 5月 16-19.
- 2012a. 「ミャンマー人移民の問題——越境する人的資源のゆくえ——」工藤年博編『ミャンマー政治の実像——軍政23年の功罪と新政権のゆくえ——』アジア経済研究所 271-308.
- 2012b. 「アウンサンスーチーのマハーチャイ訪問が意味すること——ミャンマーの発展と移民労働者問題——」『アジア研ワールド・トレンド』(203) 8月 36-40.
- 2013. 「メコン諸国における人身取引問題にかんする二国間覚書の比較分析——二国間覚書の限界と可能性——」『アジア経済』54(3) 3月 2-27.

## &lt; 英語文献 &gt;

- Boonchalaksi, Wathinee, Apichat Chamratrithirong and Jerrold W. Huguet 2012. "Has Permanent Settlement of Temporary Migrant Workers in Thailand Begun?" *Asian and Pacific Migration Journal*, 21 (3): 387-404.
- Chantavanich, Supang, et al. 2007. *Assessing the Situation of the Worst Forms of Child Labour in Samutsakhon*. Bangkok: The Asian Research Center for Migration, Institute of Asian Studies, Chulalongkorn University.
- Chantavanich, Supang, Premjai Vungsiriphisal and Samarn Laodumrongchai 2007. *Thailand Policies towards Migrant Workers from Myanmar*. Bangkok: The Asian Research Center for Migration, Institute of Asian Studies, Chulalongkorn University.
- Chantavanich, Supang, et al. 2010. *Understanding Recruitment Industry in Thailand*, The Asian Research Center for Migration, Institute of Asian Studies. Bangkok:

- Chulalongkorn University.
- Fujita, Koichi, et al. 2010 Myanmar Migrant Laborers in Ranong, Thailand, (IDE Discussion Papers No. 257), Institute of Developing Economies, JETRO.
- Huguet, Jerrold W. and Sureeporn Punpuing 2005. *International Migration in Thailand*. Bangkok: International Organization for Migration, Regional Office for Southeast Asia.
- Huguet, Jerrold W. and Aphichat Chamrathirong eds. 2011. *Thailand Migration Report 2011: Migration for Development in Thailand: Overview and Tools for Policymakers*. Bangkok: International Organization for Migration, Regional Office for Southeast Asia.
- Human Rights Watch 2010. *From the Tiger to the Crocodile: Abuse of Migrant Workers in Thailand*. New York: Human Rights Watch.
- ILO 2006. *The Mekong Challenge: Underpaid, Overworked and Overlooked: The Realities of Young Migrant Workers in Thailand*, Volume 1. Bangkok: International Labour Office.
- ILO 2013. *Thailand: A Labour Market Profile*. Bangkok: ILO Regional Office for Asia and the Pacific.
- Mahidol Migration Center 2011. *Snap Shot Stories from Invisible Victims of Trafficking in Thailand*. Nakhon Pathom: Institute for Population and Social Research, Mahidol University.
- RTWG (Regional Thematic Working Group on International Migration Including Human Trafficking) 2008. *Regional Report on International Migration in East and South-East Asia*. Bangkok: International Organization for Migration, Regional Office for Southeast Asia.
- Sciortino, Rosalia and Sureeporn Punpuing 2009. *International Migration in Thailand 2009*. Bangkok: International Organization for Migration, Thailand Office.
- Yongyuth, Chalamwong and Raphaella Prugsamatz 2009. "The Economic Role of Migration, Labor Migration in Thailand: Recent Trends and Implications for Development," *TDRI Quarterly Review*, 24 (3) September: 1-9.

